

厚生労働省山口労働局発表
平成29年11月15日(水)

| | |
|--------|--------------|
| 担 当 | 厚生労働省山口労働局 |
| | 労働基準部賃金室 |
| | 室長 末廣高明 |
| | 室長補佐 山本仁美 |
| 電 話 | 083-995-0372 |

山口県特定（産業別）最低賃金を引上げ

— 12月15日から16円～25円引上げ —

山口労働局長（^{かねざし}金刺 ^{よしゆき}義行）は、山口地方最低賃金審議会（会長 ^{いで}井出 ^{やすしげ}泰成）からの答申を受け、4つの産業の最低賃金を下表のとおり改正することを決定しました。

改正する特定（産業別）最低賃金は、本年12月15日から山口県内の4つの産業で働く労働者に適用されます。ただし、18歳未満又は65歳以上の者、雇入れ後6月未満の者であって技能習得中のもの及び清掃又は片付けの業務に主として従事する者などは除きます。

なお、山口県最低賃金（時間額777円）は本年10月1日から発効となっており、山口県内の事業場で働くすべての労働者に適用されています。

下 表

| 産業区分 | 現行 時間額 | 改正 時間額 | 効力発生日 | 引上額 | 引上率 |
|--------------------------------------|-----------|-----------|-----------------|-----|-------|
| 鉄鋼業、非鉄金属製錬・精製業、非鉄金属・合金圧延業、非鉄金属素形材製造業 | 890円 | 913円 | 平成29年 12月15日 | 23円 | 2.58% |
| 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業 | 815円 | 839円 | | 24円 | 2.94% |
| 輸送用機械器具製造業 | 858円 | 883円 | | 25円 | 2.91% |
| 百貨店、総合スーパー | 779円 | 795円 | | 16円 | 2.05% |